

近畿圏における  
移住定住セミナー開催事業委託業務  
プロポーザル公募要領

平成30年2月15日

岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課

(移住定住まちづくり室)

## 近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務

### プロポーザル公募要領

県では、人口減少社会においても地域が活力を保ち続けるため、「地域の将来を支える人を呼び込む」という視点から移住定住対策に取り組み、本県の多様な魅力を広く都市部の移住希望者に向けて情報発信しています。

本事業では、近畿圏の移住希望者をターゲットとし、移住候補地としての岐阜県を強くアピールし本県への移住定住の促進を図るため、移住希望者が本県への移住について前向きに検討するための学びの場となるよう、移住実践者や県及び各地域の移住相談窓口の担当者等を交えたセミナーを実施します。また、事業を広く周知するため、近畿圏に特化した広報媒体を活用して情報発信を行うこととします。

この事業は、民間企業、NPO法人、その他法人又は法人以外の団体等（以下、「民間団体等」という。）のノウハウを活かして実施することとします。

については、委託先を決定する公募型プロポーザルを行いますので、参加事業者を募集します。

#### 留意事項

本業務委託に係る予算は、平成30年度当初予算の成立を前提としており、成立しない場合は、本業務委託は実施しませんので、予めご承知願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は最優秀提案者において損害が生じた場合にあっても、県においては、その損害について一切負担しません。

#### 第1 募集の内容

##### 1 委託業務名

近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務

##### 2 業務内容等

別紙「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務仕様書」  
のとおり

##### 3 委託業務期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

##### 4 委託費の上限

6,303,132円（消費税及び地方消費税込み）

#### 第2 プロポーザルに係る事項

##### 1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人若しくは法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であって、以下の①から⑤までの条件を満たすものとし、なお、一の募集につき、一の団体が複数の参加申込み（他の団体と共同体を構成して参加申込を行う場合を含む。）を行うことはできません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- ② 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限の日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

※なお、共同体で参加する場合にあつては、以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たすものとします。

- （ア）代表者は、構成員のうち出資比率が最大であること。
- （イ）いずれかの構成員が、県内に本社、本店又は事業所を置いていること。
- （ウ）すべての構成員が、上記①～⑤のすべての条件を満たしていること。

## 2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を、様式1に沿って作成してください。  
企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）とします。  
企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

### <様式1>企画提案書

#### 1 企画案の内容等

下記の項目に沿って、企画の内容を記載して下さい。

（1）「清流の国ぎふ暮らしセミナー（大阪）」の実施

計7回分のセミナーについて、企画案を記載すること。

① 開催月（5月・6月・8月・11月・12月・2月・3月）・テーマ・講師・会場名

※ 講師は、複数名を候補者として記載しても良い。

※ セミナー1回につき、最低1名は講師案を記載すること。

※ 講師のスケジュールを確保する必要はない。

※ 開催月（6月・12月・2月・3月）については、それぞれ候補とする会場名（所在地）を少なくとも1会場ずつ記載すること。

② テーマや講師を選んだ理由・ねらい・主な対象者

③ 主に紹介したい地域名

④ 当該セミナーの魅力を表現する紹介文（各回200字程度）

⑤ ファシリテーターを配置する場合は、その氏名・ファシリテーターとしての経験・能力等について記載すること。

(2) セミナーに集客するための方策

- ① 活用する広報媒体の「媒体概要」(名称・発行部数・コンセプト等)を記載すること。
- ② 「発行時期」・「誌面イメージ(誌面構成)」を記載すること。
- ③ その媒体を「選んだ理由」・「期待される効果」を記載すること。
- ④ インターネットを活用した情報発信機能を有する場合は、その「ツール名」・「閲覧者数」を記載すること。あわせて、「どのような閲覧者を対象としている媒体なのか」「過去の情報発信記事」を記載すること。

(3) イベント等での本県への移住PR

- ① 本県の有する特徴、他県等との比較等により、本県への移住に対するイメージアップを図るための戦略手法等(ターゲット、対象地域、ターゲットへの訴求点等)を記載すること。
- ② 委託費の上限の範囲内で実施可能なPR活動を例示すること。
- ③ そのPR活動を「選んだ理由」・「期待される効果」を記載すること。

2 全体スケジュール等

- ・事業の全体スケジュールを記載してください。

※ 広報媒体への掲載スケジュールについては、企画案を確定すべき時期・原稿提出時期・校了時期などを必ず記載すること。

3 業務の実施体制

- ・業務にあたる運営スタッフの人員体制、他機関との連携体制、事業実施責任者の資格・経験・能力等を具体的に記載してください。

4 提案者の経験・能力等

(1) 経営基盤(直近3事業年度の経営成績及び財政状態)

(2) 本事業に類する事業の実施実績(実績がある場合に記入)

- ・事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性(過去の類似事業実績、スタッフの実績等)があれば記載してください。

**<様式任意>見積書(見積内訳書を含むこと)を添付してください。**

### 3 プロポーザルの手続等

#### (1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～ 平成 30 年 3 月 2 日 (金)
② 公募要領等に関する質問受付	平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～ 平成 30 年 3 月 2 日 (金)
③ プロポーザル参加申込受付期間	平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～ 平成 30 年 3 月 2 日 (金)
④ 企画提案書受付期間	平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～ 平成 30 年 3 月 14 日 (水)
⑤ プロポーザル評価会議	平成 30 年 3 月中旬 (予定)
⑥ 審査結果の通知・公表	平成 30 年 3 月下旬 (予定)

#### (2) 公募要領等の公表・配布

- ① 配布日時 **平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～平成 30 年 3 月 2 日 (金)**  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日、祝祭日、振替休日を除く)
- ② 配布場所 岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課  
移住定住まちづくり室 移住定住係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号 岐阜県庁 3 階)
- ※公募要領等は、岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課のホームページからも入手できます。

#### (3) 公募要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間  
**平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～平成 30 年 3 月 2 日 (金) 午後 5 時 15 分まで**
- ② 質問書提出方法  
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書 (別紙 1) を清流の国づくり政策課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル (ファイル形式は、Microsoft Word としてください。) を添付し提出してください。  
岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課  
移住定住まちづくり室 移住定住係  
(〒500-8570 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号)  
FAX 058-278-2562  
電子メールアドレス c11122@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答  
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課のホームページ上にて公開します。

#### (4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 受付期間  
**平成 30 年 2 月 15 日 (木) ～平成 30 年 3 月 2 日 (金) 午後 5 時 15 分まで**
- ② 提出書類  
ア 参加申込書 (別紙 2)  
イ 「第 2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件」が確認できる書類 (ただし、「岐阜県入札参加資格者名簿 (建設工事以外)」に記載されている場合は、省略することができます。)  
ウ 共同体構成員届出書 (別紙 3) (該当する場合のみ)  
エ 共同体協定書 (別紙 4) (該当する場合のみ)

オ 共同体委任状（別紙５）（該当する場合のみ）

③提出部数 １部

④提出方法

- ・ 企画提案参加希望者は、参加申込書（別紙２）を清流の国づくり政策課まで持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 持参による受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
- ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

## （５）企画提案書等、書類の受付

①受付期間

**平成３０年２月１５日（木）～平成３０年３月１４日（水）正午まで**

②提出書類

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式１＞

別添「委託業務仕様書」を参考に提案してください。

イ 見積書（様式任意、見積内訳書を含むこと）

ウ 企業等に関する書類

（ア） 企業等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式２＞

（イ） 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から３０日以内のもの）

（ウ） 直近３事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）

エ 誓約書・・・＜様式３＞

オ 社会的課題への取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式４＞

③提出部数

９部（正本１部、副本８部）

④提出方法

- ・ 清流の国づくり政策課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
- ・ 持参による受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）、最終日３月１４日（水）については、正午までとします。
- ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

⑤その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

## （６）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議」構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 公募要領に違反すると認められる場合

ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議」開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を清流の国づくり政策課に持参又は郵送により申し出てください。

**（7）見積書作成に当たっての注意事項**

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

③ パソコン、複合機（コピー／FAX等）の設置に係る経費については、委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

**（8）プロポーザル関係書類の送付先・受付場所**

岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課  
移住定住まちづくり室 移住定住係

（注意）上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送にて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

**第3 評価に係る事項**

**1 評価方法**

評価は、県が別に定める構成員により組織された「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別紙1）に基づき、提出書類及びプロポーザル参

加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

## 2 プロポーザル評価会議

### ① 開催時期 平成30年3月中旬 (予定)

時間については、後日、企画提案参加者に通知します。

### ② 開催場所 (予定)

岐阜県庁 (岐阜市藪田南2丁目1番1号)

### ③ 企画提案の所要時間 (予定)

プレゼンテーション 15分間

評価会議の構成員からの質疑 10分間

### ④ 注意事項

- ・ 正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・ プレゼンテーションを行う方は3名までとします。なお、提案する事業内容を熟知し、実際の業務に携わる事業担当者が臨席してください。
- ・ プレゼンテーションに際しては、提出書類とは別に補足資料を用いて説明することも可能とします。なお、その場合においては、当日、当該補足資料を9部持参してください。
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

## 3 評価項目及び評価内容

別記1「評価項目及び評価内容」のとおり

## 第4 選定に係る事項

### 1 最優秀提案者の選定

県は、上記の評価結果に基づき、「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議」の構成員の評価点が最高点の者を、最優秀提案者として選定します。

### 2 複数の同得点者が生じた場合等の取扱い

最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

### 3 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

### 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者 (契約交渉の相手方) の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称 (申込順)
- ③ 全提案者の評価点 (得点順) (提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、応募



者が2者の場合には公表しません)

- ④ 「近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務プロポーザル評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

## 第5 契約の締結

### 1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

### 2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

## 第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

## 第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁3階）  
岐阜県清流の国推進部清流の国づくり政策課  
移住定住まちづくり室 移住定住係  
TEL 058-272-8078（直通）  
058-272-1111（内線2056）  
FAX 058-278-2562  
電子メールアドレス c11122@pref.gifu.lg.jp

別記 1

### 近畿圏における移住定住セミナー開催事業委託業務 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を105点満点として採点し、評価会議構成員（4名）の採点数の合計で算出する。なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点（63点）以上（評価会議構成員の採点数合計÷評価会議構成員数 $\geq$ 63）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	配点
<b>1 提案内容の有効性及び実現可能性</b>	<b>70点</b>
(1) 移住定住施策に対する理解について 本事業を実施するにあたり、本県の移住定住施策について正確な知識を有し、県内の移住定住促進団体・関係機関等とのネットワークを有するなど、必要な情報を収集する能力があるか。	10点
(2) 移住定住セミナーの実施について ① 本県の多様な魅力をアピールするために効果的であり、本県への移住定住促進に寄与するテーマ設定及び講師案となっているか。 ② 地域バランスに配慮したカリキュラムとなっており、テーマや講師の選定は、具体的かつ実現可能なものであるか。	各10点×2
(3) セミナーに集客するための方策 ① セミナー参加への誘導が期待できる広報媒体・構成であるか。 ② ターゲットとする移住希望者に向けて、効果的に情報発信できる広報計画となっているか。	各10点×2
(4) イベント等での本県への移住PR ① 本県への移住に対するイメージアップにつながる戦略手法となっているか。 ② 潜在的な移住ニーズを掘り起こすことが期待できるPR活動となっているか。	各10点×2
<b>2 事業を適正かつ確実に実施する能力</b>	<b>35点</b>
(1) 事業実施の能力 本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かすことが期待できるか。	10点
(2) 事業実施体制の確保 計画を適正かつ確実に実施できる人員体制が示されているか。	10点
(3) 事業費の妥当性 事業費の積算は、必要な人材を活用し、魅力的な企画等を実施する上で適切なものであるか。	10点
(4) 社会的課題への取組み 「仕事と家庭の両立支援」（2点）、「障がい者雇用」（2点）、「若者の採用・育成」（1点）といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	5点
計	105点